

【指導者用】

自転車安全運転チェックシート（高校生用）

（ ）年（ ）組（ ）番 氏名（ ）

No.	チェック項目	1回目	2回目
		○・×	○・×
1	車道または、自転車通行可の歩道を走っている。 道路交通法第 17 条、第 63 条の 4		
2	車道を走行する際は、左側を通行している。 道路交通法第 18 条		
3	歩道を走行する際は、歩行者に配慮し、車道寄りを徐行している。 道路交通法第 63 条の 4		
4	交差点や道路を横断する際は、信号を守っている。 道路交通法第 7 条、道路交通法施行令第 2 条		
5	交差点に進入する際は、一時停止標識等に従い、一時停止をして安全を確認している。 道路交通法第 43 条		
6	夜間での走行では、ライトを点灯している。 道路交通法第 52 条、第 63 条の 9、道路交通法施行令第 18 条、道路交通法施行規則第 9 条の 4、岐阜県道路交通法施行規則第 8 条		
7	二人乗り運転はしていない。 道路交通法第 55 条、第 57 条、岐阜県道路交通法施行規則第 10 条		
8	他の自転車と並進走行はしていない。 （並進可の標識がある場所以外） 道路交通法第 19 条、第 63 条の 5		
9	携帯電話・スマートフォンを使用しながら運転していない。 道路交通法第 70 条、第 71 条、岐阜県道路交通法施行規則第 12 条第 2 号、第 3 号		
10	イヤホン等で音楽等を聴きながら運転していない。 道路交通法第 70 条、第 71 条、岐阜県道路交通法施行規則第 12 条第 8 号		
11	雨天時の走行では、傘を差さず雨合羽を使用している。 道路交通法第 70 条、第 71 条、岐阜県道路交通法施行規則第 12 条第 2 号・第 3 号		
12	日頃から、車両点検（ハンドル・ブレーキ・ベル・ライト・反射材・鍵等）をしている。 道路交通法第 62 条、第 63 条の 9		
13	交差点等道路を横断する際は、ドライバーとアイコンタクト（安全確認）して道路を横断している。		
14	自転車は車両であり、加害者となりうることを理解している。		
15	自転車保険に加入している。 岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例		
16	令和 4 年 10 月より、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されたことを知っている。 岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例		
17	自転車を運転するときは、必ずヘルメットを着用している。 道路交通法 第 63 条の 11 岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例		

【注意事項】

- ・生徒自身の普段の自転車安全利用のための交通マナーの定着と向上を図るため実施します。
- ・実施日や実施時間帯は、学校の都合に合わせ、適宜、実施してください。
- ・7月から12月までに2回目の実施が目安です。
- ・学校の実態に応じて、チェック項目や記入の仕方等を変更いただいて構いません。

※1～12の項目は、「自転車運転者講習」受講義務の対象となる危険行為に関わるものです。危険行為には、上記項目以外「遮断踏切への立ち入り」「左方車優先妨害・優先道路車妨害等」「右折時、直進車や左折車への通行妨害」「環状交差点安全進行義務違反等」「酒酔い運転」が示されています。

☆私は、自転車事故を防止するために、次のことに気を付けます。

1 回 目	〈実施日 月 日〉 ※1回目にチェックした結果から、自己の自転車運転について振り返り、気を付けることを具体的に記載する。
2 回 目	〈実施日 月 日〉 ※1回目に気を付けることとして記載した内容や、2回目にチェックした結果から自己の自転車運転について振り返り、再度気を付けることを具体的に記載する。